

# 公益財団法人広島県体育協会 倫理委員会規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県体育協会（以下「本会」という。）理事会の議決に基づき、本会が本県スポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

## (所 掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体の、本会の加盟規程並びに日本体育協会スポーツ憲章など関係規程の遵守に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

## (委 員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2 委員は、委員長が本会理事、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

## (任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任は妨げない。

## (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成16年5月28日から施行する。
- 2 規程施行後最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 この規程は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。